

積立定期預金規定

株式会社山梨中央銀行

(2025年7月1日現在)

I 共通規定

1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、取扱店で返却します。

2. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名もしくは名称、住所、取引を行う目的、職業、法人の場合における代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面その他当行所定の方法によって取引店に届出てください。
- (2) 前記(1)の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。なお、通帳を再発行する場合には、店頭表示の再発行手数料をいただきます。

3. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取引店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)または(2)と同様に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. (印鑑照合等)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記5.により補てんを請求することができます。

- (2) 後記Ⅱ第5条第5項、Ⅲ第6条第5項、Ⅳ第9条第5項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受

けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたう
えは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当
行は責任を負いません。

5. (盗難通帳による払戻し等)

(1) 個人の預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記4.本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者またはその他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

(6) 当行が前記(2)の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、

当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

- (7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

6. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

7. (反社会的勢力との取引謝絶)

- (1) この預金口座は、後記(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記(2)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他A. からD. に準ずる行為

- (3) 前記(2)によりこの預金口座が解約され残高がある場合は、後記Ⅱ積立定期預金規定の5.(2)または後記Ⅲ教育積立定期預金規定の6.(2)または後記Ⅳ全自動積立定期預金規定の9.(2)と同様の処理をしてください。

- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着し、または到達しな

ったときは、通常到達すべき時に到着したものとみなします。

8. (取引等の制限)

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
- (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
- (4) 前記(1)から(3)に定める取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等へのおそれが解消されたときと当行が判断した場合、当該の取引等の制限を解除します。

9. (解約等)

次の(1)から(7)の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

- (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- (2) この預金の預金者が前記6.の(1)に違反した場合
- (3) この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間にこの預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても不能である場合
- (5) 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記8.の(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料に偽りがある場合
- (6) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
- (7) 前記(1)から(6)の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

10. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは

は第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳はただちに取引店に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率等は別の定めがない場合には当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要するときの制限がある場合においても相殺することができるものとします。

1 1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)
- (2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
 - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (3) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります。)

1 2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ① 前条の異動が最後であった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
- ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日)
 - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
 - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となった場合は、当該手続が終了した日
 - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)は、当該入出金が行われた日または入出金が行われなかったことが確定した日

13. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。ただし、マル優預金は対象外とします。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であつて法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
 - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。)
 - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
 - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受け

ていること

- ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
- ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 4. (通知方法)

この預金について、前記第12条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。

1 5. 規定の変更等

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

II 積立定期預金規定

1. (預入れの方法)

- (1) この預金の預入れは、1口1,000円以上とします。
- (2) この預金は、現金、小切手その他の証券類のほか口座振替により預入れることができます。また現金の場合は、取引店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- (3) アミーの預入れは、前記(1)および(2)によるほか毎月1回普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。)からの口座振替の方法によるものとします。
- (4) エースプランの預入れは、前記(1)および(2)によるほか原則として毎月1回普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。)からの口座振替の方法によるものとします。
- (5) この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

2. (預金の種類、継続方法等)

この預金の預入れおよび継続は、あらかじめ指定を受けた型(自由型・目標型)区分、預金者(個人・法人等)区分、預入金額により次のとおり取扱います。

(1) 自由型

① 個人の場合

- A. 預入れのつど預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金としてお預りします。
- B. この期日指定定期預金(後記3.による一部解約後の残りの預金を含みます。)は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
継続された預金についても以後同様とします。
- C. 前記Bの継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- D. この預金の継続を中止するときは、当行所定の用紙により取引店に申し出てください。

② 個人以外の場合

預入れ(継続および後記4.(1)②に規定する中間利払いの預入を含みます。)のつど1口の期間2年

の自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金としてお預りするほかは前記(1)①と同様に取扱います。

(2) 目標型

ご契約時に目標日を指定することにより、目標日に積立金を一括して受取ることができます。

目標日は、ご契約の日から6か月目の応当日以降20年目の応当日の範囲内で指定することができます。

なお、この預金は通帳のご案内に記載の預入方法にかかわらず目標日の1か月前まで預入れることができます。

① 個人の場合

A. 個々の預入金額が300万円未満の場合

a. 当初預入日から通帳記載の目標日の前日までの期間において、次のとおり取扱います。

ア. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1年以上の場合

…目標日を満期日とする期日指定定期預金

イ. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1年未満の場合

…目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

b. 前記a. ア. の期日指定定期預金で最長預入期限が目標日以後となるものは目標日を満期日として指定があったものとします。

B. 個々の預入金額が300万円以上1000万円未満の場合

自由金利定期預金(M型)(複利型, 3年)で運用します。ただし、目標日(満期日)までの期間が3年未満の場合は、自由金利定期預金(M型)(単利型、期日指定方式)にて運用します。

② 個人以外の場合

A. 個々の預入金額が1000万円未満の場合

a. 当初預入日から通帳記載の目標日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

ア. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1か月以上2年以下の場合

…目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

イ. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が2年超2年1か月未満の場合

…当行所定の期間1年の自由金利型定期預金(M型)(以下、「自由金利型1年定期預金(M型)」といいます。)

ウ. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が2年1か月以上の場合

…自由金利型2年定期預金(M型)

b. 自由金利型2年定期預金(M型)、自由金利型1年定期預金(M型)は満期日にその元利合計額をもって前記a. に規定する自由金利型定期預金(M型)として継続します。

c. 前記b. の継続にあたり、継続日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。

d. 継続された預金についても前記b. およびc. と同様とします。

B. 個々の預入金額が1000万円以上の場合

a. 当初預入日から通帳記載の目標日の前日までの期間において次のとおり取扱います。

ア. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1か月以上2年以下の場合

…目標日を満期日とする自由金利型定期預金

イ. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が2年超2年1か月未満の場合
…当行所定の期間1年の自由金利型定期預金

ウ. 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が2年1か月以上の場合
…自由金利型定期預金(定型方式、2年)

b. 自由金利型2年定期預金、自由金利型1年定期預金は満期日にその元利合計額をもって前記a.
に規定する自由金利型定期預金として継続します。

c. 前記b.の継続にあたり、継続日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の
元利金をまとめて1口の自由金利型定期預金に自動的に継続します。

d. 継続された預金についても前記b.およびc.と同様とします。

(3) アミーは自由型、エースプランは目標型で取扱います。

3. (預金の支払時期等)

(1) 自由型の場合

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合は、預入日の1年後の応当日(継続をしたときはその
継続日の1年後の応当日)から最長預入期限までの間の任意の日を満期日として指定することがで
きます。満期日を指定する場合は、取引店に当日までに通知をしてください。この通知があった
ときは、その預金は変更後の満期日以後に支払います。なお、この預金の一部について満期日を
定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。また、変更後の満期日から1か月经過して
も解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、満期日の指定はなかったも
のとします。

② 各別の自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金は、継続停止の申出があった場合に、
満期日以後に利息とともに支払います。

(2) 目標型の場合

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合は、前記(1)の①と同様とします。

② 各別の自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金は、目標日以後に利息とともに支払
います。

4. (利息)

(1) この預金の利息は次のとおり計算します。

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、
「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預
入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

…当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上

…当行所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)

② 定期預金の種類が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数につい
て、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率(以下、「約定利率」とい
う。)によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)の1年後の応当日(以下、「中間利払日」という。)に中間利払利率(預入日または継続日の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下、「中間払利息」という。)を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れるものとします。中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日に支払います。また、預入日(継続をしたときはその継続日)の3年後の応当日を満期日とした複利型の自由金利型定期預金(M型)の利息は、預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、約定利率によって6か月複利の方法により計算します。

③ 自由金利型定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における当行所定の利率(以下、「約定利率」という。)によって計算します。

ただし、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日)の1年後の応当日(以下、「中間利払日」という。)に中間利払利率(預入日または継続日の預金に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部として支払い、中間利払日にこの預金に預入れるものとします。中間払利息を差引いた利息の残額は、満期日(継続をしたときはその継続日)に支払います。

④ 前記①、②および③の利率は当行所定の日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる預金についてはその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記5.(1)により満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…2年以上利率×40%

② 定期預金の種類が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…預入時の預入期間6ヶ月の定期預金の店頭表示利率×70%

C. 1年以上2年未満

…預入時の預入期間1年の定期預金の店頭表示利率×70%

D. 2年以上3年未満

…預入時の預入期間2年の定期預金の店頭表示利率×70%

③ 自由金利型定期預金の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

ただし、計算した中途解約利率が0%を下回る場合は、預入時(書替時)の普通預金利率とします。

A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合

次のa.～c.のうち最も低い利率

a. 解約日における普通預金の利率

b. 約定利率－約定利率×30%

c. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(注)基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合

上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約(各別の自由金利型定期預金(M型)、自由金利型定期預金および期日指定定期預金を解約する場合、期日指定定期預金の場合の一部の解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。

(3) 前記(2)の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

(4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約いたします。なお、解約する順序は特に指定のないかぎり次のとおりとします。

① 個人の口座

解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。

② 個人以外の口座

解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が少ないものからとします。

(5) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

6. (非課税貯蓄限度額超過時の取扱い)

この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、前記2. および4. に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄の預入限度額を超過するときは、指定をうけた預金口座にその利息額を入金します。

Ⅲ教育積立定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

この預金の預入れは1口1,000円以上で1円単位とします。

2. (預入れの方法)

この預金の預入れは通帳記載の預入期限まで毎月1回ご指定の普通預金口座(総合口座取引の普通預金を含みます。)から口座振替の方法によるものとします。

なお、上記以外に現金で預入れることもできます。この場合には通帳を必ず持参してください。

3. (預金の種類、継続方法等)

(1) 当初預入日から通帳記載の目標日の前日までの期間において、次のとおり取扱います。この預金は目標日の1か月前まで預入れることができます。

① 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1年以上の場合

……目標日を満期日とする期日指定定期預金

この預金は継続の停止または解約の申出がないかぎり満期日に元利合計金額をもって期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても以後同様とします。なお、継続日が同一日となる定期預金についてはこれを合算した金額をもって1口の期日指定定期預金とします。

② 預入日(継続をしたときはその継続日)から目標日までの期間が1年未満の場合

……目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)

(2) 前記(1)①の期日指定定期預金で最長預入期限が目標日以後となるものは目標日を満期日として指定があったものとします。

(3) 期日指定定期預金の満期日は預入日(または継続日)から1年経過した後は満期日を指定することができます。

この場合、取引店にその当日までに通知をしてください。この通知があったときは、その預金は変更後の満期日以後に支払います。

なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。また、変更後の満期日から1か月经過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、満期日の指定はなかったものとします。

(4) 各別の定期預金は満期日以後に利息とともに支払います。

4. (契約期間等)

この預金の契約期間は1か月(最終預入日の翌日から目標日(満期日)の前日まで)の据置期間を含めて6か月以上18年10か月以内で月単位とします。

また、目標日は預金者の子弟が高等学校3年時の2月1日とします。

5. (利息)

(1) この預金の利息は次のとおり計算します。

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとにその預入日(継続をしたときはその継続日)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」といいます。)について、預入日(継続をしたときはその継続日)現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

A. 1年以上2年未満

…当行所定の「2年未満」の利率

B. 2年以上

…当行所定の「2年以上」の利率(以下、「2年以上利率」といいます。)

② 定期預金の種類が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとにその約定日数について、預入日における当行所定の利率によって計算します。

③ 前記①および②の利率は当行所定の日それぞれ変更し、自動継続回数ごとの上乗せ金利を適用します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる預金についてはその預入日(すでに預入れられている預金については、変更日以後最初に継続される日)から適用します。ただし、上乗せ金利は自動継続1回につき0.15%とします。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記6. (1) により満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。

① 定期預金の種類が期日指定定期預金の場合

預入金額ごとに預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…2年以上利率×40%

② 定期預金の種類が自由金利型定期預金(M型)の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算します。

A. 6か月未満

…解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

…預入時の預入期間6ヶ月の定期預金の店頭表示利率×70%

C. 1年以上2年未満

…預入時の預入期間1年の定期預金の店頭表示利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約(各別の期日指定定期預金および自由金利型定期預金(M型)を解約する場合、期日指定定期預金の場合の一部の解約を含みます。)または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに取引店に提出してください。
- (3) 前記(2)の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。
- (4) この預金口座の残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、解約元金が払戻請求書記載の金額に達するまでこの預金を1口ごとに順次解約いたします。なお、解約する順序は特に指定のないかぎり次のとおりとします。

解約日においてすでに満期日が到来しているものを優先し、かつ預入日(継続をしたときはその継続日)から解約日までの日数が多いものからとします。

- (5) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

7. (非課税貯蓄限度額超過時の取扱い)

この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、前記3. および前記5. に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄の預入限度額を超過するときは、指定を受けた預金口座にその利息額を入金します。

IV全自動積立定期預金規定

1. (預金の預入れ等)

- (1) 全自動積立定期預金(以下、「この預金」という。)の預入れは、1回あたり1,000円以上1円単位とし、口座振替の方法により預入れるものとします。

ただし、口座振替以外の方法による預入れは、この限りではありません。

- (2) この預金は、口座振替のほか現金、小切手その他の証券類により、1回1,000円以上いつでも当行国内本支店のどこの店舗でも預入れることができます。この場合は、必ずこの通帳を持参してください。

2. (預入れの方法)

- (1) この預金口座を開設する時は、前記1. による預入れの預金(以下「積立定期預金」という。)の満期日とすべき一定の日(以下、「目標日」という。)を当初預入日から6か月以上3年6か月未満の範囲で指定してください。この最初に到来する初回目標日以降は、あらかじめ指定を受けた一定の期間(以下、「目標日サイクル」という。)後の初回目標日の応当日を次回積立定期預金の目標日とし、以後も同様とします。

- (2) この預金口座を開設する時は、目標日サイクルとして、1年、2年または3年のいずれかを指定してください。

なお、目標日サイクルは、次に到来する目標日までの期間が1か月以上ある場合に限り変更の申出ができるものとし、変更後の目標日サイクルは、次に到来する目標日以後適用するものとします。

- (3) この積立定期預金は、預入ごとにその預入日から1か月以上経過後の最初に到来する目標日を満期日とする自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金としてお預りします。

なお、個人名義で、預入期間が3年以上の自由金利型定期預金(M型)については複利型とします。

(4) この預金口座を開設するときは、目標日に満期日が到来した積立定期預金の利息の支払方法として、つぎのいずれかを指定してください。

① この利息は、目標日に払出預金口座へ入金します。

② この利息は、積立定期預金の元金とともに継続預入する定期預金元金として組入れます。

ただし、目標日の取扱い方法として、後記(5)①の指定口座へ自動入金する取扱いを指定した場合は、積立定期預金の元金とともに払出預金口座へ入金するものとします。

(5) この預金口座を開設するときは、目標日の取扱い方法として後記①の指定口座へ自動入金する取扱いか後記②のまとめ定期を作成する取扱いのいずれかを指定してください。

なお、目標日の取扱い方法の変更を申出た場合は、次に到来する目標日の取扱いから適用するものとします。

① 目標日に満期日が到来した積立定期預金を自動的に解約し、元利金の合計額をとりまとめ、あらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。

この場合、自動入金する預金口座は、口座振替依頼書に記載の払出預金口座とし、後記9.の規定にかかわらずこの通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

② 目標日に満期日が到来した積立定期預金を自動的に解約し、元金または元利金の合計額をとりまとめ、元金自動継続の定期預金または元利自動継続の定期預金(以下、「まとめ定期」という。)として自動的に継続預入します。

この場合、後記9.の規定にかかわらずこの通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

(6) 目標日の取扱い方法として、前記(5)②のまとめ定期を作成する取扱いを指定した場合、まとめ定期の定期種類はつぎのとおりとします。

① まとめ定期の金額が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合は自由金利型定期預金(M型)を、自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合は、自由金利型定期預金を作成します。

なお、個人名義で、まとめ定期の期間が3年の自由金利型定期預金(M型)については複利型とします。

② まとめ定期の期間は、前記(2)であらかじめ指定された目標日サイクルと同一期間とします。

なお、目標日サイクルを変更した場合、変更後の目標日サイクルは、次に到来する目標日に作成するまとめ定期の期間から適用するものとします。

③ 個人の場合はまとめ定期をこの預金口座と同一名義の総合口座担保定期預金として預入することができます。

(7) 目標日の取扱い方法として、前記(5)②のまとめ定期を作成する取扱いを指定した場合、満期日が到来したまとめ定期の利息の支払は、つぎのとおり取扱います。

① 元金自動継続の場合のこの利息は、払出預金口座へ入金します。

ただし、まとめ定期を総合口座担保定期預金として預入する場合は、当該総合口座の普通預金へ入金します。

② 元利自動継続の場合のこの利息は、まとめ定期の元金へ組入れます。

(8) 前記(4)および(5)②にかかわらず、まとめ定期が総合口座担保定期預金として指定がある場合で、満期の到来した積立定期預金の元金または元利金の合計額が目標日に1万円未満となった場合は、この積立定期預金の元金または元利金の合計額は払出預金口座へ入金します。

3. (まとめ定期の取扱い)

- (1) この預金について前記2. (5)②および(6)にかかわらず、後記4.の方法により、目標日に自動継続の自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金に継続します。
- (2) 継続後の定期預金の期間は前記2. (2)であらかじめ指定された目標日サイクルと同一期間とします。

なお、目標日サイクルを変更した場合、変更後の目標日サイクルは、次に到来する目標日に作成するまとめ定期の期間から適用するものとします。

- (3) 継続後の定期預金の利息支払方法は、前記2. (7)と同様とします。

4. (目標日の継続方法)

- (1) 目標日に合算継続の対象となる定期預金は、つぎのとおりとします。

- ① 満期日が到来した積立定期預金
- ② 目標日に満期日が到来したまとめ定期

- (2) 前記(1)①、②の定期預金は、前記2. (4)および(7)であらかじめ指定された継続方法にしたがい、元金または元利金の合計額(以下、「合算判定金額」という。)により、つぎのとおりまとめ定期として継続預入します。継続されたまとめ定期についても同様とします。

- ① 合算判定金額が自由金利型定期預金の最低預入金額未満の場合
前記(1)①および②の定期預金を合算継続し、自由金利型定期預金(M型)にします。
- ② 合算判定金額が自由金利型定期預金の最低預入金額以上の場合
前記(1)①および②の定期預金を合算継続し、自由金利型定期預金にします。

- (3) 前記(2)の取扱いについては、後記9.の規定にかかわらず、この通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

5. (預金の支払時期等)

- (1) この預金の積立定期預金について、目標日に満期日が到来した積立定期預金をまとめ定期へ継続することを停止するときは、この積立定期預金の満期日までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。
- (2) なお、前記(1)の申出があった場合に、まとめ定期があるときは、まとめ定期の継続も停止します。この場合、まとめ定期は、満期日以後に支払います。

6. (自動融資)

- (1) 全自動積立定期預金通帳を発行した場合で、当店にこの預金と同一名義の総合口座がある場合には、希望により目標日にとりまとめられたまとめ定期を担保に当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払することができます。新総合口座通帳を発行した場合、目標日にとりまとめられたまとめ定期は総合口座の定期預金・担保明細として取扱います。
- (2) 前記(1)の取扱いは、総合口座取引規定によることとします。
- (3) この預金の積立定期預金はこれを担保として総合口座の当座貸越を利用することはできません。

7. (積立定期預金の利息)

- (1) この預金の積立定期預金の利息は、預金金額ごとにその預入日から目標日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当行所定の自由金利型定期預金(M型)または自由金利型定期預金利率(以下、「約定利率」という。)によって計算し、前記2. (4)であらかじめ指定された方

法にしたがって、目標日に支払います。利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日から適用します。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年6か月後の前日までの日を目標日としたこの預金の積立定期預金の利息の支払いは次によります。

① 自由金利型定期預金(M型)

A. 預入日から目標日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(預入日の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日にこの預金の積立定期預金に預入れるものとします。

B. 預入日の3年後の応当日から預入日の3年6か月後の前日までの日を目標日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の積立定期預金の利息は、前記A.にかかわらず預入金額ごとにその預入日から目標日の前日までの日数について、預入日の預金の約定利率によって6か月複利の方法により計算し、前記2.(4)であらかじめ指定された方法にしたがって、目標日に支払います。

C. 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」という。)は、前記2.(4)であらかじめ指定された方法にしたがって、目標日に支払います。

② 自由金利型定期預金

A. 預入日から目標日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(預入日の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日にこの預金の積立定期預金に預入れるものとします。

B. 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」という。)は、前記2.(4)であらかじめ指定された方法にしたがって、目標日に支払います。

(2) 継続を停止した場合における満期払利息および目標日以後の利息は、目標日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算します。

(3) この預金を後記9.(1)により目標日前に解約する場合および前記I7.により解約する場合、その利息(以下、「期限前解約利息」という。)は預入金額ごとにその預入日から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」という。)について、各預入期間に応じて次の利率により計算し、この預金の積立定期預金とともに支払います。

① 自由金利型定期預金(M型)

満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。

A. 6か月未満

…解約時の普通預金利率

B. 6か月以上1年未満

…預入時の預入期間6か月の定期預金の店頭表示利率×70%

C. 1年以上2年未満

…預入時の預入期間1年の定期預金の店頭表示利率×70%

D. 2年以上3年未満

…預入時の預入期間2年の定期預金の店頭表示利率×70%

E. 3年以上4年未満

…預入時の預入期間3年の定期預金の店頭表示利率×70%

F. 4年以上5年未満

…預入時の預入期間4年の定期預金の店頭表示利率×70%

② 自由金利型定期預金

満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。(ただし、計算した中途解約利率が0%を下回るときは、預入時の普通預金の利率を下限といたします。)既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。

A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合

次のa.～c.のうち最も低い利率

a. 解約日における普通預金の利率

b. 約定利率－約定利率×30%

c. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

(注) 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合

上記のb. またはc. の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率

(4) この預金の積立定期預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

8. (まとめ定期の利息)

(1) この預金のまとめ定期の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下(1)(2)において同じ。)から満期日の前日までの日数(以下、「約定日数」という。)および通帳記載の利率(継続後の預金については、継続日における当行所定の利率。以下、これらを「約定利率」という。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日、預入日の3年後の応当日を満期日としたこれらの預金(以下、それぞれ「自動継続自由金利型定期預金(M型)2年物」「自動継続自由金利型定期預金(M型)3年物」「自動継続自由金利型定期預金2年物」「自動継続自由金利型定期預金3年物」)の利息の支払いは次によります。

① 自由金利型定期預金(M型)

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳

記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

- B. 自動継続自由金利型定期預金(M型)3年物を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記A.にかかわらず、約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算して支払います。
- C. 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。

② 自由金利型定期預金

A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下、「中間払利息」という。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

B. 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下、「満期払利息」という。)は、満期日に支払います。

(2) この預金のまとめ定期の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 自動継続自由金利型定期預金(M型)2年物、自動継続自由金利型定期預金(M型)3年物、自動継続自由金利型定期預金2年物、自動継続自由金利型定期預金3年物以外のこの預金の利息は、前記2.(7)であらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型定期預金(M型)2年物、自動継続自由金利型定期預金(M型)3年物、自動継続自由金利型定期預金2年物、自動継続自由金利型定期預金3年物の中間払利息は、中間利払日に次のとおり取扱います。

A. まとめ定期の満期払利息の継続区分が元金自動継続の場合

払出預金口座へ中間払利息を入金します。ただし、まとめ定期が総合口座担保定期預金である場合は当該総合口座の普通預金へ入金します。

B. まとめ定期の満期払利息の継続区分が元利自動継続の場合

この預金の積立定期預金へ中間払利息を入金します。

また、満期払利息は、前記2.(7)であらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

(3) 継続を停止した場合のこの預金のまとめ定期の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金のまとめ定期とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

(4) この預金を後記9.(1)により満期日前に解約する場合および前記I7.により解約する場合、その利息(以下、「期限前解約利息」という。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下、「預入日数」という。)および次の預入期間に応じた利率により計算し、この預金のまとめ定期とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を精算しま

す。

① 自由金利型定期預金(M型)

満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。

既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。

A. 6か月未満

…解約時の普通預金利率

B. 6か月以上1年未満

…預入時の預入期間6か月の定期預金の店頭表示利率×70%

C. 1年以上2年未満

…預入時の預入期間1年の定期預金の店頭表示利率×70%

D. 2年以上3年未満

…預入時の預入期間2年の定期預金の店頭表示利率×70%

E. 3年以上4年未満

…預入時の預入期間3年の定期預金の店頭表示利率×70%

F. 4年以上5年未満

…預入時の預入期間4年の定期預金の店頭表示利率×70%

② 自由金利型定期預金

満期日前に解約される場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともにお支払いいたします。(ただし、計算した中途解約利率が0%を下回るときは、預入時の普通預金の利率を下限といたします。)

既に中間利息をお受け取りいただいている場合には、期限前解約利息から中間利息(中間利払日が複数ある場合はその合計額)を差し引いた金額をお支払いいたします。

A. 預入日または継続日の1か月後の応当日前日までに解約される場合

次のa.～c.のうち最も低い利率

a. 解約日における普通預金の利率

b. 約定利率－約定利率×30%

c. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

預入日数

(注)基準利率とは、解約日にこの預金の元金を満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

B. 預入日または継続日の1か月後の応当日以後に解約される場合

上記のb.またはc.の算式により計算した利率のうち、いずれか低い利率

(5) この預金のまとめ定期の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

9. (預金の解約・一部払出)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに提出してください。

- (3) 前記(2)の解約の手續きに加え、当該預金の解約をすることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續きを求めることがあります。この場合当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約を行いません。
- (4) この預金の積立定期預金残高の一部に相当する金額の払戻請求があったときは、次のとおり取扱います。
- ① 解約元利金が払戻請求書の金額に達するまで、この積立定期預金を1口ごとに順次解約いたします。解約する順序は預入日から解約日までの日数が少ないものからとします。
 - ② 解約する部分についての利息は前記7.(3)に準じて計算し、解約する預金元金とともに支払います。
 - ③ 解約元利金のうち払戻請求書の金額を超える部分については、この預金の積立定期預金へ解約日において再度預入れるものとします。
- (5) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手續の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

10. (非課税貯蓄限度額超過の取扱い)

この預金口座について少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、前記2.および7.に規定する利息の元金への組入れによりこの口座の非課税貯蓄の預入限度額を超過するときは、指定を受けた預金口座にその利息額を入金します。

以上